

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 2 1 日

賃貸住宅関係団体 御中

不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
国土交通省土地・建設産業局不動産課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

住居確保給付金の支給対象の拡大の予定については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）」（令和 2 年 4 月 7 日付国土交通省住宅局住宅総合整備課、国土交通省土地・建設産業局不動産課事務連絡）を発出し、周知を依頼しているところです。

今般、住居確保給付金の支給対象の拡大について、別添 1 のとおり、厚生労働省から「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和 2 年 4 月 2 0 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されております。また、別添 2 のとおり、「住居確保給付金 今回の改正に関する QA (vol2)」が公表され、別添 3 のとおり、リーフレットが作成されています。

住居確保給付金以外にも、別添 4 のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯は、生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付制度等が活用可能です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により居住が不安定な方に対して宿泊場所等を提供する生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業については、別添 5 から別添 7 までのとおり、厚生労働省から「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について」（令和 2 年 4 月 1 4 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）等が発出されております。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対して、この旨周知いただくようお願い申し上げます。

なお、各都道府県住宅担当部局に対しては、別添 8 のとおり、周知していることを申し添えます。